

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曾岬町は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

木曾岬町長

公表日

令和8年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年9月1日条例第13号)に基づき、子ども、一人親家庭等、障がい者の福祉医療費助成受給対象者に対して医療費助成の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例の規定に従い、次の事務に使用する。 1 受給資格の認定、更新 2 医療費の助成
③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費助成に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・健康課
②所属長の役職名	子ども・健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者はID・パスワード等を適切に管理するとともに離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月16日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月16日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	平成31年2月8日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事前	5年経過前の評価の再実施
令和2年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事前	5年経過前の評価の再実施
令和3年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年1月27日時点	事前	定期見直し作業による。
令和3年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年1月27日時点	事前	定期見直し作業による。
令和3年8月1日	Iー4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法律上の根拠	・番号法19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項	・番号法19条第9号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布に伴う変更
令和4年2月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月27日時点	令和4年2月7日時点	事前	定期見直し作業による。
令和4年2月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月27日時点	令和4年2月7日時点	事前	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和4年2月7日時点	令和5年8月30日時点	事前	定期見直し作業による。
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和4年2月7日時点	令和5年8月30日時点	事前	定期見直し作業による。
令和6年4月22日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	住民課 住民課長	子ども・健康課 子ども・健康課長	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	住民課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大 字西対海地251番地 0567-68-6103	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽 岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)第2項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)第2項	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用に関する条例 第4条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第19条第9号	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人の手を介在させる作業 人間的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高 いと考えられる対策	なし	3) 権限のないものによって不正に使用されるリ スクへの対策	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 対策は十分か 【再掲】	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和7年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和8年9月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和7年4月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。